

令和7年度(2025年度) 函館市DX・生産性向上補助金 募集要項

1. 補助金の目的

この補助金は、市内中小企業等がITやロボット等を活用し、生産性の向上を図るために取り組む経費およびデータやデジタル技術を活用して自社の全体最適化を図るためのDX推進に係る経費の一部を補助することにより、市内中小企業等における経営改善や経営のデジタル変革を促進し、もって地域経済の活性化を図ることを目的とします。

2. 補助対象者

補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、市内に事業所を有し、下表に掲載する業種のうち「資本金の額または出資の総額」もしくは「常時使用する従業員数」のどちらかの条件を満たす中小企業等または企業グループ（※3）であって、[補助対象要件]のいずれにも該当する者とします。

業種分類 (※1)	資本金の額または 出資の総額	常時使用する 従業員数(※2)
小売業・飲食店	5千万円以下	50人以下
サービス業	5千万円以下	100人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
上記以外の産業	3億円以下	300人以下

※1 中小企業等の業種分類は、総務省が公表している日本標準産業分類による。

※2 「常時使用する従業員」とは、労働基準法第20条の規定に基づく「予め解雇の予告を必要とする者」を意味する。

※3 「企業グループ」とは、2以上の中小企業等により構成されるグループであって、かつ中核的役割を担う代表企業および構成員の2分の1以上が市内中小企業等に該当するものをいう。

[補助対象要件]

- (1) 補助金の交付申請日から起算して直近2期以上、補助金の交付を受けようとする事業（以下、補助対象事業）に係る事業の実績がある者。ただし、その代表者が別な中小企業・小規模事業者等（市内に事業所を有するものに限らない。）において当該事業を営んでいた、または現に営んでいる場合は、両者を通算するものとする。
- (2) 市税を滞納していない者。
- (3) 令和6年度までに、函館市専門家派遣型IT・ロボット等活用支援事業実施要綱に基づく派遣を受けていること。

※補助対象者の除外

：上記に該当する場合であっても次のいずれかに該当する者は、補助対象者とはなりません。

- ・社会常識上および倫理上好ましくない事業（公序良俗に反する，犯罪的行為もしくはそれに結びつくまたは引き起こす，など）を行っている者
- ・次の表に示す事業を行っている者

業種分類	左記の業種分類のうち、補助対象とならない事業
不動産業	投機的取引を行っている土地ブローカーなど
興信所	専ら個人の身元調査等を行う探偵業など
娯楽業	風俗関連営業，パチンコホール，競輪・競馬等に係る事業など
旅館業	モーテルなど
浴場業	特殊浴場のうち風俗関連営業
民間職業紹介業	芸妓周旋業
その他の業種	宗教団体，政治・経済・文化団体，非営利的団体，公務，集金業，取立業

3. 補助対象経費

■ 補助対象経費

- ・補助対象経費は，下表に係る経費として明確に区分できるもので，領収証などの証拠書類によって金額を確認できる経費のみとなります。
- ・次の経費は，補助対象外となります。
 - ① 人件費(補助対象経費として認められている謝金等を除く。)，食費，交際費など
 - ② 金融機関への振込手数料，代引手数料など
 - ③ 補助事業実施期間前に発注・納品・支払を行った経費
 - ④ 国・道・市などの他の補助金の交付対象となっている経費

区分	補助対象経費	内 容	補助率	補助上限額
生産性向上 支援型	1 機械装置導入経費	機械装置等（専ら補助事業のために使用される機械・装置（産業用ロボットを含む。），工具・器具（測定工具・検査工具，電子計算機，デジタル複合機等）および専用ソフトウェア）の購入，製作，運搬，改良および据付けに要する経費 ※市内に設置するものに限る。	補助対象 経費の 1／2 以内	上限額 1, 000 万円
	2 1の機械装置の導入を伴うシステム等の導入経費	システム開発委託費，技術導入費，専門家依頼経費，WEBサイトの構築費等		
	3 その他市長が必要と認める経費			

4. 応募等の手続き

○ 応募期間 令和7年4月21日（月）～6月30日（月）17：00まで

（補助対象事業実施期間：補助金交付決定後～令和7年3月31日（月）の期間内）

○ 補助金交付申請

下記書類を提出していただきます。

① 補助金等交付申請書（第1号様式）

② 補助事業等の計画書（第2号様式）

③ 申請者に関する次の書類（個人事業主においては、ア、イを除く）

ア 履歴事項証明書（企業グループが申請する場合は、各中小企業等が提出すること。補助金交付の申請日において、発行日から3か月以内のものであること。写し可。）

イ 原本と相違ない旨記し、代表印を押印した定款の写し（企業グループが申請する場合は、各中小企業等が提出すること。）

ウ 直近2期分の事業年度に係る決算書類の写し（企業グループが申請する場合は、各中小企業等が提出すること。）

エ 申請者の概要が確認できる企業概要やパンフレット等の資料（企業グループが申請する場合は、各中小企業等が提出すること。）

④ 申請者が函館市の市税を滞納していないことを証する書類（企業グループが申請する場合は、各中小企業等が提出すること。）

⑤ 企業グループで申請する場合は、構成員の関係性がわかる資料

⑥ 機械装置等を導入する場合は、当該機械装置等の耐用年数および概要が確認できる資料（例：見積書の写し、仕様書、カタログ等）

⑦ 機械装置等を改造または改良する場合は、当該機械装置等ならびに予定している改造または改良の概要が確認できる資料（例：見積書の写し、仕様書、カタログ等）

⑧ その他市長が必要と認める書類等

○ 審査委員会

応募受付後、審査委員会による審査を行い、補助金交付の適否を決定します。

審査会では、

1. 申請内容のプレゼンテーション

2. 審査委員からの質疑に対する応答 を行っていただきます。

○ 審査結果の通知

審査会終了後、文書にて審査結果（補助金交付もしくは不交付）を通知します。

○ 実績報告

補助対象事業完了後、補助金の精算のため、下記書類を提出していただきます。

（提出締切：補助対象事業完了から30日以内）

(1) 補助金等実績報告書（第3号様式）

(2) 収支決算書（第4号様式）

(3) 補助対象経費に係る支出を確認することのできる書類の写し
（例：銀行振込受領書、領収証等）

(4) 機械装置等を導入または改造もしくは改良した場合は、当該機械装置等の発注が確認できる書類（例：発注書、契約書等）および機械装置等の写真や概要がわかる資料等

(5) その他市長が必要と認める書類または図面

○ 財産処分の制限

補助事業により取得した1件50万円（税抜）以上の財産，または補助事業により改造・改良した効用増加価格が1件50万円（税抜）以上の財産について，処分制限期間(※)内に処分（補助金の交付の目的に反する使用，譲渡，交換，貸付，担保に供する処分）することはできません。

※「処分制限期間」とは，補助事業完了年の翌年から起算して，減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）で定める耐用年数または当該財産のメーカー等が公表する耐用年数のうちいずれか早い方の年数（限度は10年）を指します。

6. 応募・お問合せ先

函館市経済部工業振興課 〒040-8666 函館市東雲町4番13号
電 話 0138-21-3350
F A X 0138-27-0460
E-mail kougyou1@city.hakodate.hokkaido.jp